| | |
|---|---|
| 第92条　［略］<br>第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。<br>三　第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者<br>（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。 | 第92条　［同左］<br>第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。<br>三　第15条第1項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項、第75条第5項、第75条の2第3項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者<br>（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。 |

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部改正）

**第五条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成十五年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （第一種特定建築物に係る届出）<br>**第一条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築行為をしようとする場合において、当該特定建築行為に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請若しくは同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日までに）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。<br>一・二　［略］<br>2・3　［略］<br>（第二種特定建築物に係る届出）<br>**第二条**　法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日の二十一日前までに（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築行為をしようとする場合において、当該特定建築行為に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日までに）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。<br>2　［略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （第一種特定建築物に係る届出）<br>**第一条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。<br>一・二　［同上］<br>2・3　［同上］<br>（第二種特定建築物に係る届出）<br>**第二条**　法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日の二十一日前までに、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。<br>2　［同上］ |